

社会福祉法人まいづる会 役員等の報酬規程

(平成29年規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まいづる会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この法人の役員等は、理事、監事及び評議員とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員等は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の承認を得て実施する。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項は、法人の定款、その他諸規則及び法令等によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員と評議員の氏名及び報酬等

1, 役員

区 分	氏 名	住 所	報酬の有無
理事長	余公 秀夫	福岡市西区	無 報 酬
理事 園長	玉井 ヒサ子	福岡市中央区	無 報 酬
理 事	河野 成子	糟屋郡粕屋町	無 報 酬
理 事	高橋 淑子	宗像市	無 報 酬
理 事	佐藤 英紀	福岡市東区	無 報 酬
理 事	伊奈 靖	福岡市中央区	無 報 酬
監 事	亀井 輝夫	福岡市南区	無 報 酬
監 事	幸 晋次	古賀市	無 報 酬

2, 評議員

区 分	氏 名	住 所	報酬の有無
評議員	青柳 美穂子	福岡市西区	無 報 酬
評議員	草場 智子	福岡市中央区	無 報 酬
評議員	財前 美智子	福岡市中央区	無 報 酬
評議員	妹尾 到	福岡市中央区	無 報 酬